口 ック "同意; 論の歴史的位置 (三)

Ċ ックとアリストテレス (ii)

友

岡

敏

ロックとアウグスティヌス

次

比較の基本枠

^権利』と ^善。

一 ロックとアリストテレス (3)(2)(1)はじめに 、政治社会、と、地の国、(以上、『南山法学』第七巻第二号)

はじめに

比較の基本枠(以上、『南山法学』第七巻第三・四合併号)

〃コミュニティ∥と 〃コイノーニア∥(以上、本号)

パプロパティ♥と パガトン♥

さいごに

· / コミュニティ / と / コイノーニア /

プラトンにしろアリストテレスにしろ、 政治社会の成立根拠に関して、

は、

ソフィスト流の

周知の事実といって過言ではない。だが、ロック-アリストテレスの対質の具体的な視点は、この点のより堀り "契約" 説を斥けたこと

明

下げた検討を通じて、かえって明らかになるのである。

ぎぬものとなるであろう。アリストテレスによるこうした政治社会=同盟観や法律=契約説の拒絶の背後には、ソフ(4) (δεῖ περὶ ἀρετῆς ἐπιμελὲς εἶναι)」共同体の弁証にあったのである。 (μή λόγου χάρω)、 真の意味で(ἀληθῶς)政治社会と呼ばれうるため」の条件、 すなわち 「徳について配慮すべき 治社会・法律観の克服への努力が潜んでいたと見て差支えない。 実際、アリストテレスの狙いは、「表現上ではなく®) ィスト的な『自然』と『囚襲』の区別の克服と、これに基づく『エゴ』や『力』の衝突の調整作用の所産としての政 と、正しい人びととするようなものではなく、各人相互に対する正しいことの保証人 (ἐλλυητής τῶυ δικαίων)」にす となり([yíverac] ο νόμος συνθήκη)、またソフィストのリュコフロンがまさに主張したように、市民たちを善き人び は、政治社会の根本的性格ではないのであって、 もし逆に政治社会がそのような性格のものであれば、「法律は契約 アリストテレスによれば、「人びとが他人から不正を受けないための同盟 (συμμαχία ὅπως ὑπὸ μηδενὸς ἀδικῶνται) _

する当時の「多数の人間(oピπoλλoピ)」、つまり現実のアテネが現出したようないわば逸脱した国制における事実的、 だったからである。確かに、 この「自由人(οξ ελευθέροι)」は「無限の欲望(ή ἄπειρος ἐπιθυμία)」の追求に汲々と れていたといわざるをえないのである。換言すれば、利己的で刹那的な欲求を〝自由〞と取り違えるアテネ民主制的 の共同体」と概念するアリストテレスにあっては、多元的個別的存在の政治社会的統合というアポリアが引き受けら を超克するのに超越的立場に走ったプラトンとは異なった立場に立っていたことも事実であり、政治社会を「自由人GB) 制度的『自由人》類型ではない。もしそうであったとすれば、アリストテレスもまた政治社会の理論的創出における、、、 リストテレスにとっての「政治社会的共同体 (ἡ κοινωνία ἡ πολιτική)」は、「自由人の共同体 (κοινωνία τῶν ἐλευθέρων)」 "契約" 説の受容を強いられざるをえなかったであろう。だが、他方、アリストテレスが、グラウコン的 ところで、「徳について配慮する」アリストテレス的な共同体にも〝自由〞が重くのしかかっていた。 端的に、ア

そうした一元的政治社会を政治社会の本質的特徴として受容することを拒絶せざるをえないものであったのである。 した政治社会(〔ήτὸς πόλις〕 ἦτις ἔγγυτατα ἐνὸς ἀνθρώπου ἔχει)」といった一元的政治社会像に帰結したのに対して、

精神の克服を目指す点では共通しつつも、アリストテレスの立場は、 プラトンの「真の自由 (ἐλευθερία ἀληθής)」が

-私のものや私のものでないもの(τὸ ἐμὸν καὶ τὸ οὖκ ἐμόν)」について争わないような「一人の人間にもっとも接近

アリストテレスはいう、

、、)集合(πληθος=multitudo)〔としての政治社会〕が問題であるから、そうしたものは教育によって共同的な意味での一なるる〕集合(πληθος=multitudo)〔としての政治社会〕が問題であるから、そうしたものは教育によって共同的な意味での一なる。 χείρων πόλις) 場合もあるからである。それは、あたかも、人が協和音(συμφωνία)を単一音(ôμοφωνία)に変じたり、ある それでなくなる域に近づくことによって、より劣悪な政治社会となるであろう(gorac μέν, εγγυς δ'οὖσα τοῦ μὴ πόλις εἰναι 味においてではない (δεῖ μὲν γὰρ εἰναί πως μίαν καὶ τὴν οἰκίαν καὶ τὴν πόλιν, ἀλλ' οὐ πάντως)。 なぜならば、一体化 もの (κοινή καὶ μία) とするべきである」(傍点は友岡)。 いは律動(βυθμός)を変じて単一脚音(βάσις μία)にするのと同様である。 しかるに、 すでに述べたように〔多数者より成 が進行しすぎて政治社会でなくなるであろう(οὖκ ἕσται προϊοῦσα πολις)場合もあれば、 政治社会として存在していながら る。すなわち、家にしろ政治社会にしろ、ある意味では一なるものでなければならないが、にもかかわらず、それはすべての意 「〔プラトンの『国家』に登場する〕ソクラテスの誤りの原因は、 彼の根本的な前提が正しくなかったことに あるとすべきであ

提としていたということである。 アリストテレスにとっては、〃多元性〃 なくして 〃共同性〃 の概念も存在 よれば、例えば、「政治社会的正義は、自足的たろうとして生活を共同的に営む〔複数の〕人びとの間、つまり自由で、 ったといっても、 に最接近した($\ref{equation}$ \ref 過言ではないのである。「すべての政治社会はある種の共同体である」が、『ニコマコス倫理学』に(a) (@) しえなか

さしあたって、ここでは注意しなければならないのは、「共同的で一なるもの」としての政治社会は「一人の人間

そとで問題は、この「同意」は、アリストテレスが拒斥した「同盟」ないし「契 約』といかに異なるかである。***** の多元性を本質的前提とする『共同体』を概念する場合に、アリストテレスが『同意』観念に言及せざるをえなかっ の間に存する(tò π oλιτικὸν δίκαιον ἐστιν ἐπὶ ἐλευθέρων καὶ ἴσων)」といった表現をうるのである。 だが、 まさにそ <u>ἔστι τούτοις πρὸς ἀλλήλους τὸ πολιτικὸν δίκαιον)</u>」(傍点、アンダーラインは、友岡)のであり、さらには、「共同性」を 比例的にか数量的にか平等な人びとの間に、 存するのである。 したがって、 同意に基づいているように思われる (otov γὰρ καθ' ὁμολογίαν τινὰ φαίνονται εἶναι)」、と (傍点、アンダーラインは友岡)。 会は自由人の共同体である(ή πόλις κοινωνία τῶν ἐλευθέρων ἐστίν)」とか、「政治社会的正義は自由・平等な人びと(66) ではなく、 まさに 「種類において異なった人びとよりなる(ξε εἴδει διαφερόντων)」「多数」 たるを本性とし、 て、アリストテレスにおける『政治社会》は『共同体』ではあっても、血族的・自然的に引き寄せられた一体的社会 前提とする点では「血族的」社会も「結社的」 社会も共通であるが、 この後者に属する 「政治社会成員間の 交わり βίου πρός τὸ είναι αὐτάρκειαν, ἐλευθέρων καὶ ἴσων ἡ κατ' ἀναλογίαν ἡ κατ' ἀριθμόν' ὥστε ὅσοις μή ἐστι τοῦτο, たと見ざるをえないのである。 (at rolution) [pulati])」の方が「よりいっそう共同的と考えられる (rowwwerds foliage pâllor)」のである。 ∥多数∥ たることのうちには、また、意志決定の、したがって行為の、独立的諸主体の集合たるの意が内含されてい ない人びと相互の間には、政治社会的正義は存在しない (toōto [i.e. tò πολιτικὸν δίκαιον] δέ ἐστιν ἐπὶ κοινωνῶν アリストテレスによる、政治社会を『自然』から切断された『囚襲』 の所産とする 二元論の克服、 それへの 挑戦 したがって、われわれは、アリストテレスにおいて、すでに引用したような「政治社 そうしたもの〔すなわち自由・平等〕が存、、、、、、 との

「政治社会が自然によるものの一つであること、 および 人間が自然によって 政治社会的生き物であって、 偶然 的に ではなく Ø,

記念碑的文章をいま一度、

ここに想起しなければならない。

節において述べている。

とは、 だが、 しめる人間的発展の れた幸福な孤絶の生活を送る『自然状態』についての議論の余地を残してはいない」ことが認められねばならなれた幸福な孤絶の生活を送る『自然状態』についての議論の余地を残してはいない』(名) この意味では、確かに、アリストテレスの政治社会弁証論は、ダニングが評したように「個人が他の人間たちから離 ἢ μοχθηρῶς ἐχόντες)」つまり「自然から逸脱して劣悪な状態 である。したがって、政治社会は、アリストテレスにとって、 ないし「最善の状態(τὸ βέλιστα διακείμενον)」を指し、それが希求さるべきもの、優れたものであることは右の二 元論と変りがないが、 ν自然、から切断された存在でもないことが、そこでは語られている。彼にとっても ν自然、は、「終極目的 (τέλος) 」 アリストテレ 人間的発展に悖る状態であって、そういう状態の人間は、「悪しき人間ないし悪しき状態にある人間 (οξ μοχθηροί 人間 アリストテレスには、 の基礎的政治社会性と本稿で呼ぶところのものに他ならないが、 ス にとって、 "原理" しかしそれが彼の / 自然/ が内在的発展原理である点において、後者とは決定的に相違するの // 自然/ ないし 孤立的諸個人の生活の場としての「自然状態」は存在しないまでも、 ″基盤″ が存在することを忘れてはならないのである。その発展原理ないし基盤 はソフィストたちに おけるごとき二元論的な一方の (τὸ φαύλως καὶ παρὰ φύσιν ἔχειν)」にある人間である。 人間的発展の所産としてあり、逆に無政治社会の状態 アリストテレスはこれを次のような有名 極ではなく、 政治社会を成立 政治社会は

いととの記。号であって、とのゆえそれは他の生き物にも具備されているのである。 している ($\lambda \acute{o} \gamma o \nu$ $\delta \grave{e}$ $\mu \acute{o} \nu o \nu$ $\check{\alpha} \nu \theta \rho \omega \pi o s$ $\check{e} \chi e \iota$ $\tau \acute{o} \nu$ $\zeta \acute{o} \omega \nu$)。〔これに対して、他の生き物も持っている〕音声は、苦しいことや快 は、 われわれの主張するように、 人間がすべての蜜蜂やすべての群棲動物よりもいっそう政治社会的な生き物であるということは、明白である。 自然は何物をも無為に造ってはいないからである。で、生き物のうち人間だけが、言葉を有 (なぜならば、 それら生き物の本性=自然

ἔχειν)。そして、そうした精神的諸価値の共有が家や政治社会を形成するのである (ή δὲ τούτων κοινωνία ποιεί οἰκίαν καὶ τάλλα ζφα τοῖς ἀνθρώποις έδιον, τὸ μόνον ἀγαθοῦ καὶ κακοῦ καὶ δικαίου καὶ ἀδίκου καὶ τῶν αλλων [ἀξίων] αἴσθησν ἐλήλυθεν, τοῦ ἔχειν αἴσθησιν* λυπηροῦ καὶ ἡδέος καὶ ταῦτα σημαίνειν ἀλλήλοις)。 だが、言葉は、 正しいことや不正な πόλιν)」(傍点、アンダーラインは友岡)。 価値〕の知覚を特別に有していることが、 他の そうした諸生物に比して人間にのみ特有なととだからである(toôto Yàp πρòs ことをはじめとする有益ないし有害なことを表明するために存在している。つまり、それは、善・悪・正・不正やその他への諸 は、

理パ・パ基盤パこそ、人間の基礎的社会性と右に呼んだところのものなのである。(※) 各独立的 行為主体に おけるそうした 共通的諸価値の 直接的認識—— 〃知覚(αἔσθησιν;αἶσθάνεσθαι)』 ——である。(㎡) それは、まさに、 て、これが政治社会の本質を規定し、その現実化を担保するものである。ここに、政治社会として現実態化すべき人 人間的発展の基盤とは、このように、″善メ・″悪メ・″正メ・″不正メ 等の精神的諸価値の ″共有(κονωνία)メ であり、 〃原理・〃基盤似が、 アリストテレスにおいて、 道徳的諸価値の 人間本性におけ客観的な 内在と各人のそれに 対する即自的認識能力の承認であっ 明瞭に捉えられていたといいうる。 そして、 この 〃原

いわゆる《人為》が蟠るのは当然の要請となるのであるが、 その 《人為》 は、 もとよりソフィスト的枠組における(60) 態(αίξξεις)」へと到達することによって、現実的政治社会として開花・安定すべきものなのである。したがって、 人間の基礎的社会性からそうした社会性が安定的に開花した現実態としての政治社会に到るまでの過程においては、 って、アリストテレスにおいては、それは、たえざる「活動(αι´ ενέργειαι)」の積み重ねによって達せらるべき 「状 さて、この基礎的社会性――精神的諸価値の『共』有』 と各人におけるその諸価値の 直覚に 基づくもので あるが しかしながら、発展原理であるがゆえに、静止的完成状態にあるのではないことは、いうまでもない。

みるとき、アリストテレスが政治社会の成立原因として承認した『同意』ないし「最初の組織者 (ô πρῶτος συστήσας) 」

μὲν ἡμῖν δέξασθαι αὐτας)、 かつそうしたわれわれが習慣を通じて完成されることによって生じる」からである。 $\dot{c}\dot{v}\dot{e}
ho\gamma eca)$ 」の質的担保としての「卓越性(すなわち徳) $(\alpha \dot{c} \ \dot{a}
ho e r a \dot{c})$ 」は、 手をこまねいていて 「自然的・直接的に発 諸価値の 共、有 とその直覚といった基礎的社会性や、人びとにおけるそうした諸価値の具現たる『卓越性』 くて、 先きに引用したごとき「〔多数者より成る〕 集合を 教育によって (διὰ τὴν παιδείαν) 共同的な意味での一なるも 出するのでも、 る傾向性 る政治社会内的営為を指す表現にもかかわらず、その前段レヴェルでの 『正』・『不正』・『善』・『悪』 のとする」とか、 究極目的たり、 "自然" と対立的な《人為》とは異なっていなければならない。 厳存についての認識が、 自然に逆らって生じるのでもなく、 かえって、 われわれが卓越性を受容する傾向性を有し (πεφυκόσι、、、、、、、、 かつ いまの引用にいう「習慣を通じて(διὰ τοῦ ἔθουs)完成される」 とかいったアリストテレ ν政治』を本来的たらしめる基たる「人間的善 (τἆνθρώπινον ἄγαθόν)」つまり「精神活動 (ψυχῆς アリストテレスに存したことは、否定すべからざる事実なのである。 なぜならば、 アリストテレスにとって、〃政治〃

"同意" 41 ジョン・ロック あって、 の存在は、"人為"の範疇に属しはするものの、(&) 時にそれらの充足・現実化を指向する点において、本来的には道徳的意味を担っており、 的発展のどの 夫の表現に他ならないことがわかるであろう。 つまり、〃同意〞や 〃組織者〞の存在は、 者の創出ない のである。 ۲ のようにみてくると、『同意』 擬似 段階 し弁証にその照準があるのではもとよりなく、 戦争状態を前提とする利害調整的人為としての に介在するのであれ、 P ″組織者″ 基礎的社会性や卓越性を受容する人間の傾向性 の存在は、 基礎的社会性や卓越性を受容する人間の傾向性を 前提とするもので かえって人間本性的発展の枠内における人間的努力 アリストテレスにあっては、 /契 約/とは異質のものであっ

主観的

恣意的

民衆や

独

工

たとい

わねば

ならな

等の精神

的

を受容す

そうして

レスに

お

の

をその成立基盤とし、

歴史的にはそれが人間本性

しかもそのかぎりに

おお か ζì つ

7 同

その 礎的社会性に裏打ちされた何らかの『同意》――各行為主体が同じ意味で同じ言葉を話し、同一物を『善』としたり 態的政治社会そのものではなく、その何がしかを留めた存在であって、いわば本来的政治社会性の含有度によって、 た自然的・完成態的人間像そのものではあるが、同時にそのような人間同士間に成立する生活でもあって、ことに基た自然的・完成態的人間像そのものではあるが、同時にそのような人間同士間に成立する生活でもあって、 付与されるのである。 そしてまた、 そうした自然的・完成態的政治社会 = ポリテイアは、 必然的に 社会性を包含し (τοῖς ὁμοίοις φύσει τὸ αὐτὸ δίκαιον ἀναγκαῖον καὶ τὴν αὐτὴν ἀξίαν κατὰ φύσιν εἶναι)] のであるが――との名称を' えに、「自然によって類似的な人びとは、 必然的に、 同一の正しき 〔権利〕 と同一の価値を 自然に応じてもっている あるもの(τὰ κατὰ φύςιν ἔχοντα)]=「最善の状態にある人間(ὁ βέλτιστα διακείμενος ἄνθρωπος)」 に即して見られた 規範性をも包蔵しているのである。そして、その本来的次元における真正の政治社会的発現は、アリストテレスにお いて、″政治社会″ 性そのもの、つまりポリテイア、 すなわち「自然によってあるもの(τὸ φύσει)」=「自然の状態に 「自由人の共同体(κοινωνία τῶν ἐλευθέρων)」——そこでは、 最善の 人びとの集合としての多元性が保持されるがゆ **ル正** とすることの意識化-″正当性″が計られるべきものである。アリストテレスによれば、 ――が承認されたと考えざるをえないのである。勿論、歴史的政治社会は、自然的・完成

δυομα πασῶν τῶν πολιτειῶν, πολιτεία)」(傍点、アンダーラインは友岡) テイア 〔すなわち政治社会性〕と呼ばれる (ὅταν δὲ τὸ πλῆθος πρὸς τὸ κοινὸν πολιτεύηται συμφέρον, καλείται τὸ κοινὸν 「もし大衆が 共通の 利益のために 政務を 行うならば、〔その政治社会体制は〕 諸政治社会体制すべてに共通の名称であるポリ

のである。ポリティア=政治社会性は、「共通の利益 (τὸ κοινὸν συμφέρον = utilitas communis, bonum commune) _

πόλεως μένειν τῆν πολιτείαν)」たる「中間層(οἱ μέσοι)」を基盤とする現実的な諸種体制にも、 正当化原因として貫 なそれらの変種がを問わず――にも、「その政治社会体制の存続を欲する政治社会の部分(τὸ βουλόμενον μέρος τῆς を追求するかぎりにおける少数支配の体制—— "王制 (βασιλεία)" か "貴族制 (ἀριστοκρατία)" か、あるいは歴史的

が、 って客観的発展原理としての『自然』の枠組のなかに位置づけられていたことは、看過してはならない点である。だ のではなく、 徹して捉えられていたのである。ただし、アリストテレスの 〃ポリティア〃(現実態的生活のコィノーニア)といった 自然的発展に潜む構造が浮上してきたことも明らかであって、 同時に、 以上の考察よりして、アリストテレスにおける したがって個人をして政治社会体制の正当化主体として前面に押し出す余地すらもってはおらず、 〃基礎的社会性*(価値のコイノーニア)──> 〃同意〃 〃同意』は個人のイニシアチヴの強調の文脈におけるも かえ

治学』や『倫理学』の推奨が仮に存しなかったとしても、 いないことは、 ここにロック政治論との対質の具体的視点をわれわれは手にしたのである。 さて、 以上のようなアリストテレスの政 ほば察しがつくことがらである。なぜならば、ロック政治論の根本は『自然状態』――》『同意』――》 治論の解釈に立ってみれば、前稿で見たロックによるアリストテレ ロックがアリストテレスを根本的に拒絶するような立 ス 政

゙すべての人間は自身の同意によって自らを何らかの政治社会の成員にするまでは、 その〔自然の〕状態にとどまる」(Ⅱ・15)

∞政治社会∜という理性の営みの構造にあるとすることが、まさにロック政治論に関する常識といってよいからであ

意と同時に、

実際、

ロックによれば

「市民(=政治)社会は、自然状態の諸不都合に対する適切な治癒策である」(■・13)

のであって、それゆえにまた、

らない」(Ⅱ·94 「自然状態と市民(『政治〕社会が同一物であることを肯言するほどに無政府状態の擁護者である者を誰ひとりとして、 私は知

不都合」の存在のゆえにそこより脱出すべきものであるからこそ、同意へ つまり、 口 ックにとって、「自然状態」 は、 人間の永劫に留まるべき理想郷ではないとしても、 を要件として、政治社会 が生じるのであ いやむしろ「諸

きとは理性に則った精神の 活動である(ἔργον ἀνθρώπου ἐστὶ ψυχῆς ἐνέργεια κατὰ λόγον)」の政治論的応用を見るこ するのであるが、それ以上に、 ロックが若き知的生活のなかで吸収したアリストテレスの人間論の原理、「人間の働 えに、アリストテレスにとってと同様、 意』を介した『政治社会』こそ、正当性原因の範型となるわけである。そうした類の『同意』を枢要基軸とするがゆ 主制は市民(=政治)的統治のいかなる形態でもありえない」(Ⅱ・90)のである。つまり、理性的作用としての〃同 理性の営みを必要とし、逆に理性はカオスを嫌って『同意』つまりは『政治社会』を要求するのであって、したがっ(ポ) ロックにおいて、このように出来する,政治社会,は、反理性的な絶対君主制ではありえず、かえって「絶対君」。 (※) しかも、この、同意、はまさに、「理性を活用する人びと」の特徴であって(I・6)、「諸不都合」の克服には ロックにとってもまた、〃政治社会~は「自由人の共同体である」側面も存

化を包蔵した相似化を提示するにはいまだ皮相の議論たるにとどまっている。とりわけ、その目的のためには、われ 本節で扱うかぎりでの ′政治社会< 生成の構造の局面においてもまた存在する複雑・微妙なオリエンテーションの変 れわれは、「理性に則った精神の活動」としての〝政治社会〞に再度たち戻らなければならないだろう。 われは、いったん眼をロック政治論における『自然』概念の位置の検討に向けなければならない。 だが、こうしたロック-アリストテレスの輪郭的類似化は、一面において否定しえざる真実の側面を有しはするが、 なによりも先ず注目されることは、ロックがその政治社会の理論的弁証を 〃自然状態〃 の考察より始めたことであ しかるのちに、わ

とができるのである。

るかを考察しなければならない。それは、つまり完全な自由の釈態……である。また、それは平等の状態でもある」(Ⅱ・4) - 政治権力を正しく理解し、それをその根源より抽き出すためには、 われわれは、すべての人びとが自然的にいかなる状態にい る。

ロックはいう

૮ そして、この「自然状態は万人を拘束する自然法をもっている」(▮・6)が、右に言及したごとき〃諸不都合≤

は、 をバネとして『政治社会』の設立・加入へと赴く人間、したがって前者が究極像の提示であったのに対して、後者が クに提供している点において、 あたかも アリストテレスについて 先きに 言及したごとき、「自然の 状態にあるもののに提供している点において、 あたかも アリストテレスについて 先きに 言及したごとき、「自然の 状態にあるもの 例における裁判官であること」の不合理性(〓・13)等に 基因する 〃諸不都合(inconveniences)〟――「恐怖と絶 に他ならなかったのに対して、ロックについての「自然状態』下の人間は「諸不都合」を惹起しうる人間=そのこと る。だが、〃政治社会〟の理論的創出上の〃自然〞の意味上の位置が 完全に逆転していることは、すでに明瞭であろ (τὰ κατὰ φύσιν ἔχοντα)」 について見られた自由・平等な人びとの 関係に少くとも表現形式ではあい似たものではあ 確かに、「公共的善のためにのみ」存在しうる『政治権力』(■・3)の存在弁証と本質規定の根源的立場をロッ つまり、〃自然状態〃 は、 その「自然法に違反する」背反者の存在(▮・8)や「人びとが自身の事

を抱えている。

45 論の歴史的位置(三) П ク をえなくなるのである。 の活動 のなかにいるその状態」から脱脚するための〝理性〞の営為──それがアリストテレスよろしく「理性に則った精神 の関係づけにも投影されざるをえないものであった。すなわち、ロックにとって、『同意』とは、「万人が自然的にそ かにいるその状態([the] State all Men are naturally in)」とを画するこの相違は、ロックの『同意』と『自然』 始源像であったからである。 さらに、「自然の状態にあるもの(τὰ κατὰ φύσιν ἔχοντα)」と「万人が自然的にそのなホッシット 「(親が死亡した場合、その財産は、親の遺贈行為がなくしても、 (ψυχῆς ἐνέργεια κατὰ λόγον)」ではあったのだが――であるがゆえに、もはや 〃自然〃 の範疇外におかれぎる 人類の共通の資産となるのではなく、

が人類の共通の同意 (common consent)であるとはいいえないのである。 …… もし共通の 暗黙の 同意 うことについて、〕われわれは、実に、共通の慣行(Common Practice)がそのような処方を行わしめると理解しても、 (common tacit

子供の権利になるとい

Positive and not Natural Right) にすぎぬものとなるであろう」(1・88)。 Consent) がそのことを 確立したと いうのであれば、 子が親の資産を遺産として受けることは、 自然的ならぬ 実定的権利

agreements)によって小さく 細分化された結社を 形作る」(Ⅱ・22)のであって、「われわれが自然的(naturally) 現われるのだが――は、客観的発展原理としての『自然』の枠組のなかに位置づけられていたアリストテレスの ト的立場へと傾斜していたといいうる局面を存していたのである。 かぎりにおいて、 ロックの に何らかの統治への臣民である」(』・116) ことなどは、 ならしめるものではない」(Ⅱ・22)し、「人びとは、 この 大きな 自然的共同体から分れて、 実定的合意 Promise and Compact) によって 現実に国家に加入する以外の何ものも、 ならないわけで、はたしてロックによれば、「実定的信約と明示の約束・契約(positive Engagement and express こうしたロックによる *"*自然性" と *"*実定性" の区別は、 〃人為〃 と〃自然〃の二元性を克服したアリストテレスの〃ゾーン・ポリティコーン〃 明らかに相違していた、といわざるをえない。 〃同意〞──それは〃信約〞・″約束〞・″契約〞・″合意〞等のさまざまな 表現をとって 到底、ありえないこととなるのである。 そしてまた、 当然に、、政治社会 そのかぎりにおいて、ロックの、いいいいいいいいい 何人をしても国家の臣民なり成員なりに の理論的創出にも維持されなければ 理論よりもむしろ、 かくて、こうした //同意/ (positive ソフィス は、 ||同

トラレス)における一定の価値をとりこんだ他方(ロック)における先鋭な発展の可能性の考察は、 が、 次稿に譲らなければならない。 達することを 要求するのである。 前者に潛むオリエンテーションの変化、 そこに孕まれた理論的発展の可能性の質、さらにいえば、一方(アリス ック-アリストテレスの政治論上の有意味的対質は、以上の異同のより掘り下げたレヴェルでの集約点に の局面に関しては前稿で論じたロックの主観的意図より疑いのないところであるが、 だが、本節では、少くとも、 その『異』と『同』の内容をなす鍵概念は、それぞれ『自然』と『理性』 ロックによる方位転換を含んだアリストテレスの受容 理論分析によって 次節の課題として である

論の歴史的位置(三)

意// 動 のであって、 ぜんとしてロックをしてソフィスト側に質的に追いやらないアリストテレス的な観念をつきとめることに他ならない き両者における一定の共通の地平を確定しておかねばならない。このことは、 それがさらに (ψυχῆς ενέργεια κατά λόγον)」 にたち返ることになる。 を支える価値的基盤の探求である。 われわれは、 "方位転換" いま一度、 含みであるという点を明らかにする――といった観点からして、 ロック-アリストテレスの異同の両局面に顔を見せた「理性に則った精神の活 端的にいって、それは、 ロックの議論の構成の奥にあって、い その政治的現われとしての 当然に、 前提にさるべ //同

場合、 が、 とりまぜた従来の諸説の観点からすればいかに逆説的ながらも、 論 リストテレス政治論との齟齬の源となるのであるが、 念な配置からして早計に過ぎることは明らかである。さらに、 ク じたところであるので、ことでは再論をしない。ただ、そうした(g) 因子 = 「黄金時代」 や聖書的な堕罪以前の無垢の状態といった素朴な歴史的ないし宗教的な観念でもなく、〃政治社会〃 定の価値を貫徹させるためのきわめて合目的的で、そのための目的を有した、 『の提示の仕方の下に ロックをして 親アリストテレス的ならしめる 基盤存在の可能性をも ♪政治社会∜の恣意的人為性を帰結することは、少くともその構成内容を成す積極・消極両因子のロックによる入 ダニング、 そうした構成的概念としてのロックによる『自然状態』 〃自然法〃 すなわち 〃理性〃 を軸とする社会関係とからなる構成的な概念であるととは、 ロックの 「人間の働きは理性に則った精神の活動である」 というアリストテレス的格言を振りかぎしていた若き カーライル、 "自然状態"が マッキルウェインやセイバイン等の通史的通説やシュトラウス、 〃諸不都合』のみをもって 成立する 観念でもなければ、 同時に、その合目的的で構成的な性格のゆえに、 ロック-アリストテレス対質のアクシスに即してみた の採用は、 以下の考察より浮上してとざるをえないのである。 ル自然状態、の観念の構成的性格からただちに 右に見たごとく発展的 消極的因子 = "諸不都合" 秘めたものであったこと コックス等の反対説を すでに他の機会に論 セネカ的な 古き良き //自然// 構成つまり議 に基づくア と積極が 的 اح

ッ クは、 ック

"同意。

統治論』においても、

次のように述べていた。

48 頃より、 ソフィスト的な 利害均衡論——利害調整的な 人為としての〝同意〞——を斥けていたが、(@) さらに成熟した

意・暴力・相互破壊の状態との間にあるくらいの大きな隔りがある」(Ⅱ・19)。 「自然状態と戦争状態との間には、それらを混同した人びとがこれまでいたとはいえ、平和・善意・相互扶助の状態と怨恨・

悪

as ...)」――が示すように、〃自然状態〃 そのものではない。 それは、むしろ、(®) 彼らがそれに 計りさえすれば(who will but consult it)……何人も他人の生命・健康・自由・財産を害すべきでな どこにも見出されえない書かれざる自然法」(Ⅱ・38) が支配し、この法の別言でもある 「理性がすべての人類に、 見るとき、「情念や利害によって人は誤って引用したり適用したりする」可能性は存在するものの、「人間の心以外の 勿論、「平和・善意・相互扶助の状態」は、 は、この積極的因子の放擲を主張したのではなく、消極的因子の除去を意図したことは、いうまでもない。そして、 いことを教えている」 状態なのである (Ⅱ・6)。 然状態』の積極的因子に着眼した強意法の結果にすぎない。しかしながら、この積極的側面に即して 〃自然状態〃を 引用自体の表現――「……にあるくらいの大きな隔り(as far distant, ロックがその状態から〝同意〞 ロックのレトリックであって、/自 によって脱脚するという場合、彼

付加された人定法によってその遵守を強化するのである」(Ⅱ・ユ§)。 「自然法の拘束力は、〔政治〕社会において止むのではなく、 ただ多くの事例にわたって精細にされるにすぎず、 公知の罰則が

その結果

異質的転換ではなく、 /同意/ とうして判明するように、〃自然状態〃から〃政治社会〃への転換は、 非AからAないしはAから非Aへといった は、その転換の仲介因として同じ共通の基盤の上に存立していなければならないのである。つまり、/同意/ 共通の基盤に立ったルーズさの払拭ないしはその強化に他ならなかった。したがって、

それらの実効化のために存在しなければならないのである。 そして、"同意" は、 いかにも "政治社会" の設立ない (■・10)ないし「自然的諸原理(principia naturalia)」を基盤として、しかもそれらの創設や消去のためではなく、(☞)

の拘束下にあったということでもある。 しそれへの加入の要件ではあるが、 それだけ ″政治社会* 自体が、″同意* の存立基盤であった 「人間性の諸原理」

の人間に共通の何らかの原理(commune aliquod omnibus hominibus principium)」に基づく人間社会である。 だいはロックが若き 著作において活かしきれなかった表現によれば、「自然それ自体を源泉とするところのすべてあるいはロックが若き 著作において活かしきれなかった表現によれば、「自然それ自体を源泉とするところのすべて 社会、 ところで、その〝同意〞の存立基盤を他の角度から眺めてみれば、それはすでに「人間性の諸原理」を紐帯とした ロックの表現によれば、 すでに言及したように 「自然的共同体(natural Community)」(〓・ユタ)であり、

"同意" 論の歴史的位置(三) 前提をさし示すものではない。 むしろ、それらは、 それ自体客観的・普遍的で共通な「自然法と〔人間の〕理性的自 が、ここにいう『基づく』とか『紐帯』は、 勿論、「生得的観念」――ロックがあれほど激しく攻撃した観念(②) としての「正しい理性 (recta ratio)」ないしは 「正しいものの理性的認識 (recti ratio)」の共通性-----『統治論』(5) 然の間の適合性 とした『理性』への『自然法』の映像化、 つまり「すでに認識された自然法自体 (ipsa lex naturae jam cognita)」 (convenientia inter hanc [i. e. naturalem] legem et naturan rationalem [hominis])] を根拠

0

他人の生命・健康・自由・財産を害すべきでない」ことを命じ、「万人を 拘束下におく(obliges every one)」ので を得る――をさし示すのである。しかも、その《正しい理性》すなわち《自然法》内容は、右にいうように「何人も するのであるが、その場合は「共通の規準・準尺(the common Rule and Measure)たる理性」(Ⅱ・11)の表現 では認識とその客体についてのこの構造を端折って「かの〔自然〕 法である理性」(Ⅱ・6) として両者を単純に等置

あるから(Ⅱ・6)、〃同意》の基盤は、〃生命〃・〃自由〃・〃財産』といった、

ロックによって ハプロパティル と概

rationali natura praeditos, id est omnes ubique homines hac (naturali) lege teneri)」、ないしは「万人は自然 共善有があってこれを支える構造となっているのである。 ない。 括的に表象される(〓・87、 けっして〃自然〞を否定して主観的・恣意的価値基準を創出するのでもなければ、 した認識が、所詮、 なわち〝正しいことの理性認識〞がアリストテレスの〝直覚〞との間にどれほどの認識論的落差をもつのであれそう の『自然』がいかにアリストテレス的発展性の観念を喪失したものではあってもその『自然』が、そして『理性』(印)(印) の一つの共通性を分けもっている (sharing all in one Community of Nature)」(■・6)、と。要するに、 ての存在、 念』でもなく、いわば を正しいことと了解する規範的意識、 いる (II・7、135) でもない――とうした意味での意志的発動は「一人の万能者、無限に賢明なる創造者」なる〃神〟にとってお 値的性格を付与するといったこの構造こそ、 の社会も安全性ももちえない(can have no Society nor Security)」関係の場には存在しえないこともいうまでも しそれへの加入という形によって、申し合わせることに他ならない。そうした《同意》 なぜならば、「自然的共同体」ないしは「自然の一つの共通性」 つまりどこにいるのであれすべての人間は、 この〔自然〕 法に 縛られぎををえない (necesse est omnes とのコミュニティの根底には『自然法』と適合的なる――つまり『自然法』そのものでも『生得的観 政治論的には一定の諸価値の共有を現出し、 〃生得的構造』とでも呼ぶべき人間の 〃理性的自然〃 かえって、川同意 123) 諸価値——それは に支えられたコミュニティである、 ということになる。 注目されなければならないことになる。 は、 客観的諸価値の「精細化」と「強化」を、 〃自然法〃 と同じ程度に客観的であるが(®) すなわち、 もって /同意/ 論の基盤となり、/政治社会/ に価 ロックによれば、 の強固化としての、 『統治論』では単に ましてや客観的諸価値の産みの親 は、 ロックにとって、川同意 「理性的自然を具備するすべ 政治権力の母胎たる「共 人間と獣のような「何ら "政治社会: そして、 の相互承認、それ //自然/ の設立ない ロックの場 ロッ かれ す

同体

(the Community)」——ロックにおいてこの『共同体』が政治権力の現実的担持機関を有した状態が

"政治社

以上によって、明らかになったといってよいであろう。 れた社会 れにせよ、 会 連繋を保持しあう」「有機的統一体 と呼ばれるのだが ──ロックはこれを 〃自法法〃 を軸とする社会関係が強化されたという意味で「各成員が相互の影響・同情 ″正しき理性″ すなわち、自然法、を紐帯とする社会性が が (■・87)生まれうるのは、そうした場においてでは到底ありえないからである。 (one coherent living body)」と形容しさえする――に転じるという構造は "同意"を通じて"政治社会"という現実化 いず

ぞれ らし 相違において、すでに指摘した究極像としての まさに基礎的社会性のレヴェルにおいてすでに、 ける『政治社会』において強固化される『自然法』を軸とする社会性 位の相違 実であり、 "政治社会》 かくて、 Ó た根本的な方位転換ならびにその政治論的発展の可能性の質が、 //同意/ われわれ われわれは、 注 に向けての人間的発展の基盤としての基礎的社会性 の基盤となる共通の地平の確定に到達したのである。 $\widehat{\text{iii}}$ は において指摘したごとき『理性』 この相違を皮相的ならざる層において次節でさらに探ってみなければならない。 ロック-アリストテレス対質論議における大きな一つの柱として、 "自然" 両者の政治論のオリエンテーションの相違が胚胎していることも事 と起源像としての の位相の相違にも微妙に反映しているのであるが ――精神的諸価値の『共『有』 だが、 より具体的に現われるであろう。 ——自然的 /自然/とのそれぞれの政治論 同時に、 ・ 共同体/ こうした両者に相似的 アリストテレ と、といった、 بخ なお、 ス 口 اح お 12 な構造の ックに ける境 ゎ それ その ける お

註

49 Cf. Politics, Ⅲ, ix $(1280 \text{ a } 34\sim5,$ 1280 b 10~2)

50 Routledge, 1967), pp. 70~9. Mulgan, Cf. Sabine, George H., A History of Political Theory (New York: Henry Holt & Co., 1932), pp. op. cit., p.18. より詳しくは、cf. Sinclair, T. A., A History of Greek Political Thoug ht (London:

 $31 \sim 2$

51

<u>51</u>

Cf. Politics, II, ix (1280 b 7~8).

- <u>52</u> 政治社会(πόλις)をこのように呼ぶ呼び方については、cf. ibid., I , i (1252 a 7); II , ii (1261 a 38); II , x (1272 b 1).
- (3) Cf. ibid., II, vi (1279 a 21).
- ρωσιν οξ πολλο} ζῶσιν" (「欲望の本性は限度が無いことに存し、 多数〔をなす民衆〕はこれを満たすために生きている」) Cf. ibid., Π , viii (1267 b 3 \sim 7). ただし、原文は、"ἄπειρος γὰρ ἡ τῆς ἐπιθυμίας φύσις, ῆς πρὸς τὴν ἀναπλή-
- εἰρημενων...δημοκρατία δὲ [ἐστι παρεκβάσις] πολιτείας)。……なぜならば……民主制は、貧しい人びとの利益を関心 είναι] [καὶ ἴσον]* τὸ ὅ τι ἄν βούληταί τις ποιεῖν) からである。 したがって、 そうしたような民主制においては、各 らであり、また自由 〔·平等〕とは 何でも人が 欲する だろうことを なすことだと 前提されている (ἐλεύθερου δὲ 〔δοκε? 事としており……公益(τὸ τῷ κοινῷ λυσιτεοῦν)を関心事としていないからである」(ibid., Ⅲ, vi (1279 a 17~20), vii すべて 正当的体制の墜落・逸脱形態である(ἦμαρτημέναι πᾶσαι καὶ παρεκβάσεις τῶν ὁρθων πολιτειῶν [εἰσιν]) こ を追求するような政治社会体制(δσαι δὲ [πολιτεῖαι] τὸ σφέτερον [συμφέρον] μόνον τῶν ἀρχόντων [σκοποῦσιν]) は(制であって、絶対的な正義の規準に即している (κατὰ το ἀπλῶς δίκαιον) ものであるが、他方で、支配者たちだけの私益 益を追求するような政治社会体制(δσαι μέν πολιτεΐαι τὸ κοινῆ συμφέραν σκοποῦσιν)は、まさに正当的な(ὀρθαί)体 καὶ τὰς ἐκ τῆς ἀρχῆς βούλονται συνεχῶς ἄρχειν)」(ibid., II, vi (1279 a 13~5))。「かくて、 一方では、 共同的利 り公職からなり利益を得る目当てで、統治の役に居続けることを欲する (vῦv δὲ διὰ τὰς ωpsleίας τὰς ἀπὸ τῶv κοινῶv 人が欲するままに、(ὦς [ਫºκαστος] βούλεται)、 そしてエウリピデースがいっているように 『その好むところを目指して でも支配力をもつことだと前提されている(ἔσον [δοκεί ειναι] δ' ὅ τι ἂν δόξη τψ πλήθει [,]* τοῦτ' εἰναι κύριον) か ある。)すなわち、実際、〔その体制下では〕正義とは平等であり、平等とは大衆にとって善しと思われるであろうことは何 支配(τὸ τὸ πλείου είναι πύριου)と自由(ἡ ελευθερία)という二点において、民主制が特徴づけられるごとくだからで こと〕の原因は、彼らが自由に拙劣な定義を下している(κακῶς ὁρίζονται το ἐλεύθερον)ことにある。(つまり、多数派 (1279 b 4~10))。さらに、「そうしたこと(すなわち、もっとも民主制的な体制下でその原理を裏切るようなことが生じる アリストテレスは、当時のアテネ民主制の精神状況を次のような批判の眼で眺めていた。「今日、人びとは、 国庫からな 明白である。 ……そうした体制の逸脱形態として……民主制は理想的政体からのそれである(παρεκβάσεις δὲ τῶι

することは、さして困難ではない。そうした使われ方を集積して再構成すれば、ほほ次のようになる。

『国家』における「自由」がプラトンの自由観によるかアテネに流行の自由観によるか、その使われている文脈から判別

に従ったものであることを示し、他の〔 〕内はすべて意味を補うために友岡が付加したものである。 V, ix (1310 a 27~34))。以上の他にも、cf., e.g., *ibid.*, Ⅲ, v (1278 a 9~10); V, iv (1319 a 24~1319 b 32). なお、右の引用中、*付きの ⌒ 〕内はベッカー版(Bekker, I., Aristotelis OperaⅡ)にあるが、 Rackham の読み

(eis β χρήζων)』生きることになるであろう。 しかるに、それは思慮なきことである(τοῦτο δ' ἐστὶ φαῦλον)」(ibid.,

- <u>56</u> Belles Lettres≫, Paris, 1947~9) を参照しつつ、本稿の文脈に適宜合せて、訳出した。 London, 1946); Chambry, Emile, établi et trad., Platon: La République, 3 toms. (Société d' Edition «Les 家』(河出書房、昭和四〇年)および Shorey, Paul, ed. and tr., Plato: The Republic, 2 vols. (William Heineman. 本文ならびに次注(57)、後注(78)を参照。なお、プラトンの『国家』IIOAITEIA からの引用に当っては、 コンについては、cf. Plato, *The Republic*, II, i~iii, esp. ii (358E~359A). プラトンの超越的立場については、 正義の起源と本質を利己的利益の 衝突の調整すなわち「契約(ξυνθήκη)」に見たアテネ人たちの 通説を 紹介したグラウ 山本光雄訳『国
- (57) Ibid.,IK, iii(576A). ただし、山本訳は、「僭主的な本性は真の自由も友情もつねに 味わうことのないものである」 とあ 関わる問題であるので以下で検討するが、結論的にいえば、意味の上からは山本訳でよい。 liberté et à l'amitié véritable" として、"φιλίας" にのみ掛けられている。 これは、プラトンの自由観そのものと深く う単数属格形は、Shorey においても Chambry においても、それぞれ"freedom or true friendship""quant à la るが、原文では、"ἐλευθερίας δὲ καὶ φιλίας ἀληθοῦς τυραννική φύσις ἀεὶ ἄγευστος" となっており、"ἀληθοῦς" とい

ず、彼らは自由なる人間であって(ούκοῦν πρῶτον μὲν δὴ ἐλεύθεροι)、そしてその政治社会は自由と図々しさの気に充ち たものとなり (καὶ ἐλευθερίας ἡ πόλις μεστή καὶ παρρησίας γίγνεται)、そこでは何でも欲することをする気ままな自由 ような男〔の生き様〕が民主制的男〔のそれ〕であることと判明するだろうことは、明らかだからである。……ゆえに、 (έν δημοκρατία) τρόπον οίκουσι; καὶ ποία τις ή τοιαύτη αὖ πολιτεία [ή δημοκρατίκη ἐστὶ])。 상ង성소닷 るのか……そして翻って、そのような〔民主的〕政治社会体制はどのような性格のものであるのか(τίνα δὴ οὖν ... οὖτοι まず、アテネに流行の自由観――とれは、 すでに 注(5))で見たように、 アリストテレスの批判の対象にもなるものだが 次の一文に典型的に表現されている。「さて、そこで、〔民主制下における〕彼らはどのような生活様式を生きてい

xviii(540D~E))。 要するに、プラトンの意図する政治的自由は、 いわゆる哲人支配の政治体制下における、 ないしはそ υθέρους [τὰς νῦν τιμάς] εἶναι καὶ οὐδενος ἀξίας)、およびそれより来る名誉を至上のものとし、正義を最大・最強の ける支配者となり(οἱ ὡς ἀληθῶς φιλόσοφοι δυνσται, ἢ πλείους ἢ εἶς, ἐν πόλει γενόμενοι)、 現在あるような 諸名誉 ἐπήκοοι γεγόνασιν, οἶων ζητεῖν μὲν τὸ ἀληθὲς ξυντεταμένως ἐκ παντὸς τγόπου τοῦ γνωναι χάριν)] (ibid., Ⅵ, xii 翻って、高貴で自由なる言論つまり、真理を、それを知らんがためにいかにしても熱烈に探求するに適した言論に十分に耳 άρετῆ παρισωμένον καὶ ὁμοιωμένον μέχρι τοῦ δυνατοῦ τελέως ἔργφ・τε καὶ λόγφ)、 これ (現在のアテネ) と同様 理認識に相即的なものである。それは、主観的・感性的・偶然的なものではなく、客観的・理知的・必然的なものでなけれ ὄ τί τις βούλεται)』 ないしは 《偶然的欲望への耽溺(χαρίζεσθαι τቭ προσπιπτούση ἐπιθυμίφ)』 を意味したのである。 的自由(ń elevolepla ń ônμοκρατίκη ev 'Aθήναις)》は、「何でも欲することをなすことができること(ń eξovola ποιείν 従事するのである」(ibid., ☎, xiii (561C~D))。かくて、この範畴における ″自由″ すなわち、いわば ″アテネ的民主制 も現存せず、かえって、とのようなその生活を心地よく、そして自由で幸福なものと称しつつ、彼はその生活にどこまでも τὸ καθήμέραν οὕτω χαριζόμενος τἢ προσπιπτούση ἐπιθυμία)。……そして、彼のこの生活には、何らの秩序も必然性 れを実現せしめうるごとき知的・道徳的に改良された政治社会成員の精神状態を指したのである。さらに、次を参照。「八人 ものとし、もってこれを支え強化しつつ彼らの政治社会を整えるだろうときには、 いつでも存在するのである」(ibid., VI を軽蔑するだろうとき、〔そしてそのような諸名誉を〕卑屈=非自由的で何の値打もないものと見做し(ήγησάμενοι ἀνελε-かの方法で可能である。つまり、その可能性は、一人であるか複数であるか真に愛知者〔=哲学者〕なる者が政治社会にお を傾ける域に達したことも、彼らには絶えてないのである(οὐδε γε αὖ λόγων ... καλῶν τε καὶ ελευθερων εκανῶς 複数であるかを問わず、彼らは見たことがないのである((οὐ πώποτε ἑωράκαστι οὔτε ἕνα οὔτε πλείους)。 ……また、 ばならなかった。 すなわち、「行為においても 言葉においても 可能なかぎり完全に徳に匹的・照応した 人間が(ἄνδρα δὲ 「〔民主制的人間は〕 また、 偶然的に湧きあがってくる欲望にこのように日々耽りながら生きていくのであろう(καὶ διαζῆ が存在するのである(καὶ ἐξουσία [ἐστιν] ἐν αύτῃ ποιεῖν ὅ τί τις βούλεται)] (ibid., Ⅷ, xi (557A~B))。 さらに、 (498E〜499A))、さらに、真理に則る理想的政治社会体制は、「困難ではあるが、 以上述べられたのとは別様ではない何ら な政治社会において支配の座にあるのを(δυναστεύοντα ἐν πόλει ἐτέρα τοιαύτη)、〔そのような支配者が〕一人であるか 次に、これに対して、プラトンの意中に在る『自由』は、そうした流行の自由観と対極に立つものであり、徳と客観的真

と並んで節制ならびに正義を具現するのである(σωφροσύνην τε καὶ δικαιοσύνην μετὰ φρονήσεως κτωμένη)」 (ibid., る状態を獲得し(καὶ ὅλη ἡ ψυχή εἶς τὴν βελτίστην φύσιν καθισταμένη τιμιωτέραν ἕξιν λαμβάνει)、 もって 賢明さ 間における)獣的なものが馴致・休眠せしめられ、他方では温和なものが解放 = 自由にされ(τὸ μὲν θηριῶδες κοιμίζεται καὶ ἡμεροῦται, τὸ δὲ ἥμερον ελευθεροῦται)、 かくて最善なる 本性へと 精神全体が帰還することによって、 より名誉あ **K**, xiii (591B))°

とくに避けた結果、陥った当のものであったからでもある。Cf. ibid., V■, xix (569B~C). には民主制の延長線上で、「民衆(ὁ δῆμος)」がプラトン的な「自由人たちの軛(δουλείας ἐλευθέρων)」を煙を 避けるで ・権力的な「僭主的本性」に存しない「自由」とは、「真の自由(ἐλευθερία ἀληθής)」に他ならない。僭主制とは、 とのように、プラトンにとって彼の意図する「自由」が真の自由であるととは、論をまたず、したがって利己的・主観的

- Cf. ibid., V, x (462C).
- $\widehat{60}$ 59 *Politics*, ∥, v (1263 b 29~37). Cf. Republic, V, x (462C).
- (61) この点は、政治思想史的に見れば、恐らく、等しく『教育』を重視する大ソクラテス学派のこの師弟コンビを分かつ諸相 違点の集約であろう。
- る種の共同体であることを見ることにしよう。」). Politics, 1, i (1252 a 1): "'Επειδή πᾶσαν πόλιν ὁρῶμεν κοινωνὶαν τινὰ οὖσαν" (「そこで、すべての政治社会はあ
- <u>63</u> 64房、昭和四二年)、Aristotle, The Nicomachean Ethics, transl. by Rackham, H. (London: William Heinemann Ltd., 1947) を参照した。章の付し方は、高田訳にしたがってディドー版のを採用した。 Cf. ibid., VIII, xii (1161 b 11~4) Aristotle, Nicomachean Ethics, V, vi (1134 a 24~8). 訳出に当っては、高田三郎訳『ニコマコス倫理学』 (河出書
- **6**5 Cf. Politics, V, ii (1261 a 18~24)
- $\widehat{66}$ *Ibid.*, Ⅲ, vi (1279 a 21). 本稿、三六頁本文、注(53)、および前稿、
- 67

55

Nicomachean Ethics, VIII, xii (1161 b 14~5).

- (B) Politics, I, ii (1253 a 2~4): "φαευρὸυ ὅτι τῶν φύσει ἡ πόλις ἐστι, καὶ ὅτι ὁ ἄνθρωπος φύσει πολιτικον ζῷου, καὶ ὁ ἄπολις διὰ φύσιν καὶ οὐ διὰ τύχην ἥτοι φαῦλός ἐστιν ἣ κρείττων ἣ ἄνθρωπος".
- (R) Cf. ibid., I, ii (1252 b 32).
- (₹) Cf. ibid., I, v(1254 a 36~9).
- (72) Cf. Sabine, op. cit., pp.119 ff. セイバインによれば、アリストテレスの『自然』は、「究極のところ、各独自の目的に 向かう、それぞれの内在的本性によって方向づけられた成長の諸能力ないし諸力の体系である」(loc. cit., p.121)。 発展的 the relativity of concepts and procedures of analysis", The Review of Metaphysics, xxvIII, 4 (1975). 概念としての『自然』のより一般的・哲学的考察については、 cf. Thayer, H. S., "Aristotle on Nature: a study in ヤーは、静止的本質主義に対して、『自然』を終極目的に向かう連続的運動の根源的・内在的原理として、その意味を考察
- (?) Cf. Politics, [, v (1254 a 39 \sim b 2).
- (7) Dunning, o.p. cit., p.56. 前稿注(3) 参照。
- (75) Politics, [, ii (1253 a 7~18). 訳文中、()は、Rackham による。 なお、 引用原文中*印の箇所の語句 マロロ ビス₠ヒレ αἔσθησιν は、Rackham, Aubonnet, Susemihl の採用するところであるが、 Bekker では、 ἄστε αἰσθάνεσθαι τοῦ となっている。実質的意味は、変らない。
- (76) 《知覚》が通常の知識や認識 ἐπιστήμη と異なって、「即自的認識」 であるという点については、 cf. Newman, W. L., The Politics of Aristotle, 4 vols. (Oxford: at the Clarendon Press, 1950, repr. of 1887), vol. 2, p.124. max に、後注(川)をも参照。
- (7) オーボネによれば、「政治社会はしたがって、霊的社会(une société spirituelle)でもあり、同時に教会と国家である」 受容するに際して、 それを自然的領域のことがらとして 限定しえたことにも 現われている。 Cf. Aquinas, Thomas, De リスト教的な超自然的領域を巻きこんでいるとはいい難い。これは、トマス・アクィナスがアリストテレスの政治社会論を というが(Aubonnet, op. cii., tom. 1, p.111)、アリストテレスの言及する「善・悪・正・不正等の精神的諸価値」がキ Regimine Principum. [, xiv~xv.
- (78) この点の明瞭な認識とそ、ニューマンをして、「アリストテレスはコイノーニアの概念を確定し、その意味を規定した最

57

p. 97. それは、とりわけ、プラトンとの対比においていいうる。 初の人物であったと 思われる」 と評せしめたことの根底にあるものである、と思われる。Cf. Newman, *op. cit.*, vol. 2,

 $\betaάνων)$ 、かくて多くの人間を必要とする人間は、 多くの人びとを仲間兼援助者として(κοινούς τε καί β οηθούς)一定の と。要するに、プラトンにおいて、不足を補う意味での原初的結合に語られるコイノーニアと正義等の精神的諸価値が登場 た「本務専念(ολειοπραγία)」に依存するものである。プラトンはいう、「通商、補助者、保護者おのおのが各固有の事項 治社会は、アリストテレス的な各行為主体による共通的諸価値の直覚に基づく共同体とは異なって、超越的能力別に立脚し 国($b \hat{\omega}$ ぃ $\pi \delta \lambda \epsilon s$)」にしか行き着かないプラトンの理論である(cf. i b i d. II, x i i i (372D))。プラトンの真価である本米的政 ἀλλῶν ἔνδεής)。……そこで、したがって、ある者がある益のために他の者と、他の益のためにある者と結合し (παραλαμ-する本来的政治社会とをつなぐ理論的環鎖が欠落しているのである。 を政治社会において完遂することによって、そうした各部門の本務専念は、〔民主制的混乱についての上述の〕 そうしたこ II, xi(369B~C))。だが、注目しなければならないのは、そうした即物的需要に基づく《共同》は、 せいぜい「豚どもの 居住地に集めることとなり、そうした共住 (カ ξυνοικία) を称して、われわれは政治社会の名を与えるのである」(Republic がゆえに、生成してくるのである(γίγνεται . . πόλις, ὧς ἐγὧμαι, ἔπειδὴ τυγχάγει ἡμῶν ἕκαστος οὖκ αὐτάρκης ラトンによれば、「政治社会は、 すなわち、先ず、プラトンが政治社会の弁証を人間単独の非自足性から始める点では、アリストテレスと同じである。プ 私が思うに……われわれ単独では自足的でなく、 他の人びとを必要としている存在である

らに関わる哲学 るいはバーカーも指摘するように、アリストテレスの政治学は、「人間の道徳的生活についての理論、つまり人間的ことが 本稿でもその名称を使用すすように、まさに「徳論的政治学」でなければならない。 Cf. *ibid.*, [, xiii (1103 a 3~5). あ あり、この 〝卓越性〞 が認識とは区別された 意味での 実践にかかわるとき 「倫理的卓越性(γ´ ηθική ἀρετή = virtus な根源的な活動原理 = アルケーは、『活』動』を通して一定の『状態』に達する (cf. Nicomachean Ethics, [, xiii (esp. moralis) 」であり、これがわれわれの通常の使用法における『徳』に相当する。この意味で、アリストテレスの政治学は、 1102 b 13~5, 25~7); Ⅱ, i(1103 b 21~3))。そして、彼にとって、そうした《状態》が「卓越性(ἀρετή=virtus)」で アリストテレスにとって、「理性を分有する(λόγου μετέχευ; μετέχουσα λόγου)」。自然»= »本性» といった人間的 (the theory of the moral life of man, カπερὶ τὰ ἀνθρώπεια φιλοσοφία)] というべきである。

当っては、遺棄される『倫理学』とはいかなるもので、そのファクターの『遺棄』の結果はいかなるものであるかの十分な ゼ、cf. Barker, op. cit., p. 519 検討が 付随しなければならないからである。 それは、 まきに本研究シリーズのテーマの一つでもある。 右の図式について p.249. ただし、ロック-アリストテレスの対質というアクシスに即してみるとき、「〃政治学〃が〃倫理学〃を遺棄した」 歴史的展開のうちにロックをその寄与者の一人として無造作に算入するのは、慎まなければならない。そうした図式作成に Cf. Barker, E., The Political Thought of Plato and Aristotle (New York: Dover Publications, Inc., 1959)

- έγγίνεται∵... οὔτ' ἄρα φύσει οὔτε παρὰ φύσιν ἐγγίνονται αἱ ἀρεταί, ἀλλὰ πεφυκόσι μὲν ἡμῖν δέξασθαι αὐτάς, うしたわれわれが習慣を通じて完成されることによって、生じるのである。(δῆλον οὐδεμία τῶν ἦθικν ἆρετῶν φύσει ἦμὶν 接的に発出するのでも、自然に逆らって生じるのでもなく、かえって、われわれが卓越性を受容する傾向性を有し、かつそ のうちに発出するものは何一つないことは、明らかである。 ……卓越性というものは、〔手をこまねいていて〕自然的・直 τελειουμένοις δὲ διὰ τοῦ ἔθους)ot (Nicomachean Ethics, oxtimes, i (1103 a 18 \sim 26)) $^\circ$ アリストテレスは、 次のように述べさえしている。「倫理的卓越性〔つまり徳〕のどれをとってみても自然的にわれわれ
- 3) Cf. *ibid*., I, ii (1094 b 6 \sim 9), vii (1098 a 15 \sim 7).
- 82) 注(80) 参照。傍点は、友岡。
- (8) 前稿、六三頁および同、注(31)参照。
- ($\stackrel{*}{\otimes}$) Cf. Politics, [, \vee (1254 a 36 \sim 8).
- 85) 注(66) 参照。
- (%) *Politics*, III, xvi (1287 a 12~4).
- (%) *Ibid.*, \blacksquare , vii (1279 a 37 \sim 9).
- (\(\otimes\)) Cf. ibid., \(\pi\), vii (passim).
- πολιτεῖαι) については、cf. ibid., IV, vii~viii. ただし、正当性の理論的な基準は明瞭ではあるけれども、実際上の判断は 体制 (αί βασιλικαὶ πολιτείαι) については、 cf. ibid., Ⅲ, xiv~xv. また、/貴族制的、体制 (αί ἀριστοκρατικαὶ 脱形態 (παρεκβάσεις)」を指すのではなく (cf. ibid. (1279 b 4~9))、 歴史的に存在する正当的体制を指す。"王制的" 歴史的変種といっても、"僭主制(τυραννίς)" や "寡頭制 (δλιγαρχία)" といった、正当的体制からのはっきりした「逸

ダーラインは、友岡 に正しい〕体制からのそうした 逸脱形態だからである」(*ibid.*, V, viii (1293 b 23~7)。 以上の引用における傍点とアン 形態〕の体制と並べて配されたのであり、 始めに論じた際〔Politics, Ⅲ, vii〕にわれわれが述べたようなそれら 〔絶対的 正しい政治社会体制に到達しそこねたものであり、(διημαρτήκασι τῆς ὀρθοτάτης πoλιτείας)、したがってそれら〔逸脱い・、、、、、、、、、、、、、、、、、 μᾶλλον] παρέκβασιν οὕτε τὰς ἄρτι ἦηθείσας ἀριστοχρατίας)。それは、真実のところそれらすべての体制が絶対的に うに配列してみた(ἐτάξαμεν δ'οὕτως οὖκ οὖσαν οὕτε ταύτην [i. e. πολιτείαν βέπουσαν πρὸς τὴν ὀλιγαρχίαν 脱形態ではないがそのような〔寡頭制にいっそう傾いた〕体制や、また逸脱形態ではないたった今言及した貴族制をとのよ いるとはいえない。Cf. *ibid.*, V, x (1295 a 15~23). また、*貴族制的* 体制についても、同様な微妙性が付随する。「逸 δὲ διὰ τὸ δεσποτικῶς ἄρχειν καὶ κατὰ τὴν αὑτῶν γνώμην)] ような政治社会体制は、必ずしも完全に正当性を欠いて ἀρχομένων) 」ような単独支配体制は、絶対的に 正当性を欠如するものであるが、 これに対して、「法律に従っている点と のような支配に耐えることを潔しとしない」ような「絶対君主制(ή παμβασιλεία)」、つまり「同等なんびとやより優れた 複雑微妙であることも事実である。例えば、″王制″の逸脱形態としての ″僣主制″の場合、「自由な人間の誰一人としてそ 点においては僭主制的である (ἦσαν δὲ διὰ μὲν τὸ κατὰ μόνον βασιλκαὶ καὶ διὰ τὸ μοναρχεῖν ἐκόντων, τυραννικαὶ 人びとの すべてを、 この 被治者の 利益の ためではなく その体制 〔維持のため〕 の私的な利益のために無答責で支配する (άνυπεύθυνος ἄρχει τῶν ὁμοίων καί βελτιόνων πάντων πρὸς τὸ σφέτερον αύτῆς συμφέρον άλλὰ μὴ πρὸς τὸ τῶν 〔支配されることを〕潔しとする人びとを単独で支配するという点で王制的であるが、自らの判断に従って主人的に支配す

90 ポリテイアの全的実現は叶わぬまでも、その形態に沿う線での逸脱性の克服の試みも見られるのである。それは、 テレスによって、正当性を欠く「逸脱形態(παρεκβάσις)」とされる。Cf. ibid., III, vii. だが、 歴史的経験のうちには、 ず 「貧困者の利益(τὸ συμφέρον τὸ τῶν ἀπόρων)」を目標とする体制―― "民主制(δημοχρατία)" ――は、 似ていても――例えば、無差別に籤引きで役職を割り当てる(τὸ κληρωτάς εἶναι τὰς αρχὰς)形態、 これは一般的利益 べたように「同一の正しさ〈権利〉と同一の価値を自然に応じてもっている」(注(86)および対応する本文参照)がゆえに、 を念頭に能力ある者が選挙される($lpha t
ho eta lpha \mu lpha t$)と対照されるであろうが(cf. idid,, V, ix)——「共通の利益」を目指さ "交替による(κατὰ μέροs; ἀνα μέροs)」支配・被支配の形態をとる。Cf. ibid., III, vi; xvi. しかしながら、形態は相 ポリテイア=政治社会性、つまり本来的政治社会のエッセンスは、制度的に発現すれば、その下にいる人びとがすでに述 アリスト

ろ然りであったからである」(ibid., V, xi (1296 a 13~21))。 うのは彼は王ではなかったからだが)にしろカロンダスにしろ、その他の〔立法家たちの〕ほとんど最大多数の者たちにし τοὺς βελτίστους νομοθέτας εἶναι τῶν μέσων πολιτῶν)。 それというのもソロンがその出であり……リュクルゴス (とい たちが政治社会の中間層的成員の出であるということを認めなければならないのである(σημεῖον δὲ δεῖ νομίζειν καὶ τὸ κακοπραγία γίνεται καὶ [αἱ δημοχρατίαι] ἀπόλλυνται ταχέως)。 その証拠として、 われわれはもっとも優れた立法家 が生じて〔民主制は〕速かに滅亡してしまうからである (ਫੈπεὶ ὅταν ἄνευ τούτων τῷ πλήθει ὑπερτείνωσιν οἱ διὰ τοὺς μέσους)。……その中間層なくして貧困層が〔政治社会という〕集合体を牛耳るだろうときには、不都合な行為 りいっそう安定的かつ永続的である(αί δημοχρατίαι δὲ ἀσφαλέστεραι τῶν ὀλιγαρχιῶν ἐισὶ καὶ πολυχρονιώτεραι に欠いた政治社会体制ないしは完全な逸脱形態としての民主制ではない。「民主制は、中間層の存在を通じて……寡頭制よ 基盤とする体制であろう。例えば、アリストテレスが次のように述べるとき、そこで語られる民主制はもはや正当性を完全

- ment)」(´罒・´ロ´、˙ロ゚)すなわち、同意、が可能となるのである。 73)、すなわち「諸不都合」を回避するための「自発的結合と相互的合意 (a voluntary Union and the mutual agree: にいるかぎりは、 子供たちがどの〔政治〕社会に 加わるか、 どの国家の 下に身をおくかを 選択することができる」 (Ⅱ・ 現実的にその両者〔すなわち自由と理性〕を行使しうる」ということではなく(Ⅱ・61)、「自らのことをやりくりできる」 つまり、「われわれが自由に生まれついているのは理性的に生まれついているのと同様である」が、このことは「われわれが れも、『子供』が可能的に理性主体であること、 ならびに、 しかも 《同意》が理性的営みであることに基因するのである。 "理性の段階」に達して(Ⅱ・60)はじめて、父や祖先のだれとも同じように〝自由〟となり、その結果、「その自由の状態 (Ⅱ・朏)反面、「子供は分別ある年令に達するまでは、その父親の保護と権威の下にある」 (Ⅱ・朏) のであるが、それもこ 例えば、ロックにとって、「何人もいかなる契約(Compact)によっても その子供や 子孫を 拘束することが できない 」
- に各人が有する権力の不規則で不安定な行使によって彼らが晒される諸不都合は、彼らをして確立された統治の法の下に安 思うことは、 理由なきことではない(not without reason)」(Ⅱ・⒀) と いうロックの言や、「他人の違反を処罰するの る危険に満ちている」ことを指し、このことのゆえに「人が他人とともなる〔政治〕社会生活を求め、これに加入したいと すでに本文に引用したⅡ・94のロックの言がこのことを語っているが、さらに、ロックの「諸不都合」が

全な場を求めしめる」(Ⅱ・欿)といった彼の言葉、をも参照。

- 93 ぶとは、けっして考えられえない」(Ⅱ・131)からである。 ことをするとは「考えられない」――、かえって「彼自身の自由とプロパティをよりよく保存する意図」をもってなされる であり、そして、 このゆえに、「彼らによって構成された〔政治〕社会の権力すなわち立法府が共通善の範囲を超えて及 ッ諸不都合〟を契機とした *同意。 は、「より悪くなる意図をもって」ではなく──「いかなる理性的被造も」そのような
- 94ロック『自然法論』における引用であるが、これについては、前稿注(4)参照
- 95 毛利・山口編『統合と抵抗』(有斐閣、近刊)所収、参照 との点の詳細な分析については、 拙稿「ジョン・ロックの "自然状態"論 -近代的政治的義務論の基礎: 平井
- 96 ŧ of Majority-Rule (Illinois, 1941), esp. pp. 66, 75, 97, 113. ケンダルの誤謬は、 る多数派專制的デモクラットといった誤ったロック像を帰結してしまった。Cf. Kendall, W., John Locke and Doctrine とのかぎりにおいて、 ∞自然状態 « をロック政治論の理論的 "locus standi" と解したケンダルの理解は、 かかわりをもっているので特別の注意を要する。ロックの自由論の規範的性格と、この点でのアリストテレスの見解との ケンダルは、ロックの『自然状態』の規範論的構成概念性を見落し、「民衆の気随気儘(popular whims)」を容認す ロック-アリストテレスの対質論議 正しい。
- 97 形成」、『神戸学院法学』第一二巻第四号所収、参照。 拙稿「ジョン・ロックの『自然状態』論---近代的政治義務論の基礎---」(前掲)、および「ロック 方向性については、前稿六四頁参照 "自然状態" 観
- 98 libertatem naturalem asserendam clamarunt, et ius omne et aequum non aliena lege sed propria cuius humanitatis sensus, aliqua societatis cura, semper obstitit)」(傍点、アンダーラインは友岡)、 utilitate esse aestimundum. Huic vero tam iniquae opinioni sanior mortalium pars, cui aliquis inerat べし、そして、あらゆる〔=権利〕も衡平も〔人為によって課せられた外在的な〕法によってではなく〔自然的な〕各人に 魔を内在させた、より健全な人たちは、たえず反抗してきたのである(adeoque excutienda esse imperiorum juga |有の利益によって量られるべし、と叫んだ。だが、このような邪な臆見に対しては、何らかの人間性の感覚と社会性への Cf. Essays on the Law of Nature, p. 204. 「(多くの人びとは) さらに、 自らをこの「人間性の感覚と社会性への配慮を内在させた」健全な人間の部類に入れている。 統治のタガを断ち切って自然的自由を擁護 口 ックは、 いうま
- 99 ロックは、 比喩的表現を欠いたより直接的な表現で「市民〔政治〕社会は平和の状態である」(=・沼)と述べている。

100

(⑪) 前稿六六頁、および本稿四六頁、参照。

Cf. Essays on the Law of Nature, p. 176

ところのすべての人間に共通の何らかの原理」といった観念が「人びとの共通の同意 (communis hominum consensus)_ 論駁していた——と紛らわしいということはあった。Cf. ibid., p. 164. だが、本文に引用した「自然それ自体を源泉とする 分は、なるほど、「全人類がこぞって承認し、 どこにいるのであれ人間なら異口同音の同意をもって 受容する道徳の何らか 除されたものである。ライデンは、その削除の理由を「ロックの「第五講」で表明された見解に背馳するような、人びとの 本稿でも 言及してきた 「人間の働きは 理性に則った 精神の 活動である(ἔργον ἀνθρώπου ἐστὶ ψυχῆς ἐνέργεια κατὰ consentiunt quia ex principiis naturalibus aliquid esse bonum cognoscunt, et cognitio praecedit consensum കര (Nec illi ipsi homines qui consentiunt scire possunt aliquid bonum esse quia consentiunt, sed idec 然的原理からしてあることが善であると認識するがゆえに人びとは同意するのであって、認識が同意に先行するのである。 nisi a communi aliquo omnibus hominibus principio) という削除部分の議論の構造は、「第五講」の結論的分部にお に由来するのではなく、むしろ、もし後者が存在するとすれば 前者とそその由来源である(aliunde deduci non potest ロックの規準からして形容矛盾であるが――を自然法の存在弁証とする議論――ロックはこれをまさに「第五講」において (instinctu quodam naturae)」駆り立てられてそれへと到る「自然的同意 (consensus naturalis)」——との用語自体 の原理」の存在の主張を合んでおり、その 「異口同音の同意(unanimus consensus)」が 「一定の自然の衝動によって λόγου)」を含むアリストテレスからの引用(前稿、注(4)参照)の直後にいったん書かれていたものだが、推敲の過程で削 る、と思われる。まして、本文で引用した「人間に共通の何らかの原理」――それは《同意》に先行する――をロックが放 変るものではない。Cf. *ibid.*, pp.176~8. したがって、ロックの削除の理由は、削除部分の「第五講」との背馳性にある ···· De principiis practicis qualis sit hominum consensus ex supra dictis facile est colligere)」と構造上何ら ……とうしたことどもから、人びとの同意がいかなる質のものであるかを実践的諸原理から推定することは、容易なことで 一般的同意に関する見解を含んでいる」ととに見たのであるが(cf. loc. cit.). これは必ずしも正鵠をえていない。 Essays on the Law of Nature, p. 282. この語句は、『自然法論』の「第一講」における、すでにこれまで幾回となく 「第一講」での当該部分の不用性か、「第五講」との関連でいえば、 せいぜい 〝紛らわしき〟 に求めらるべきであ すなわち、「同意するそうした人びと自身のゆえに、 あることが善であると認識しうるのではなく、 かえって自

応答が〝信仰〞である──のである。

意志の嚮導を介きなければならない――その嚮導に対する理性的応答が〝正しい理性(recta ratio)〟であり、

ロックにおいて、「福音」が「道徳上のすべての義務」を含んでおり、

理性的論証 確信による いえども、判断規準の域に達しうる人間の自然が実際にそうなるのは、内在的・傾向的発展に依存するのではなく、外在的

- 歴史的範畴としての"同意』と理性的"同意』 をもっと明確に区別すべきであったし、 棄したとは、いい難いのである。ただし、『自然法論』で語られる『同意』は、『統治論』における政治社会の設立・加入の ∥同意∥とは同概念ではない。しかし、理性的営みとして捉えられるかぎりにおいては──ロックは∥自然的同意∥ "同意"の理性性の判定に「人間に ないし
- 103 共通の何らかの原理」を理論的に活用する余地もあったのであるが――両者に共通性を認めることもできるであろう。 「人間に共通の何らかの原理」によって「人類のかの偉大な環鎖(magnum illud humani generis vinculum)」の説
- 明もつく。Cf. *ibid.*, p.174. *"*環鎖" は、社会性の存在を如実に物語っている。
- 104 いこだ。Cf. Essays on the Law of Nature, p. 174. Condon, 1967), Bk. [, chaps. i~iv. 『自然法論』においても、 すでに、 Cf. Locke, John, An Essay concerning Human Understanding, ed. by Yolton, John W., in 2 vols. (Dent, 精神は白紙状態 tabula rasa として捉えられ
- 105 Essays on the Law of Nature, p. 198.
- 106 107 Ibid., p. 148. *Ibid.*, p. 184.
- 108 拙稿、「ジョン・ロックにおける〝同意〟 論の意味」、 『イギリス哲学研究』第六号所収、 第三節、
- 109 Essays on the Law of Nature, p. 198
- 110 おいてその決定を受容する。適合性、が存するにすぎず、人間の自然つまり人間本性それ自体のうちに、善、の規準を求 と同様、あたかもその意志そのものとして『善』・『悪』の判断規準となることを妨げるものではない。 だが、 その場合と めることはできない。ただし、このことは、絶対的存在の普遍的に妥当すべき意志を受容した人間の自然が《正しい理性》 しかし、ロックの場合、そうした『善』は、神という絶対的存在の意志に合致するか否かによって決定され、人間本性側に good)」が存在することは確かである。Cf. An Essay concerning Human Understanding, Bk. [, chap. iii, sec. すれば(本稿、注(80)参照)、ロックにとってもまた人間には「善への欲求の傾向(inclinations of the appetite to アリストテレスにとって、われわれ人間が「卓越性を受容する傾向性を有する (πεφυκόντες δξξασθαι ἀρετάς)」のだと

of 1823), vol. 3, pp. 146~7. The Reasonableness of Christianity, in The Works of John Locke, 10 vols (Scientia Verlag Aalen, 1963, repr. の「暇も能力ももたない」大部分の 人間にとって 有効で あるといった 観念が 存在することついては、 cf. Locke,

という意味では自然的であるとはいえるのだが――が、連続的な発展の過程を支えかつ究極の完成態においてもっともよく ない「習慣を通じて完成される(τελειόεσθαι διὰ τοῦ ἕθους)」の表現をうる (注(80)参照)——と対照さるべきであ 見られる、規範を内在せしめた発展的なアリストテレスの『自然』――したがって、ロックにとっては破天荒にも響きかね いずれにせよ、とうしたロックの、外在的規範の規整を受けた『自然』——その規整が適合的なものに対するそれである

111 ら、『政治学』における当該箇所(注(75)を見よ)の"lpha lpha lphaαἴσθησις οὐδεμιᾶς ἀρχὴ πράξεως)」と位置づけられる (cf. Nichomachean Ethics, IV, ii (1139 a 19))。しかしなが passivus)」である。そうしてみると、"αὕτη [i. e. αἴσθηις] δ' ἐστὶ νοῦς" (Nicomachean Ethics, Ⅵ, xi (1143 b 5)) を認識論的にいかに捉えるべきであるのか。本稿では〝感覚〞の訳を排除し、他方では、注(76)に記したように、ニュー 能力も有しえないがゆえに――″善メー゙悪メー゙エヒホー″邪メ等の精神的諸価値を対象とするものである。 しからば、"αἴσθηκ;" のである。事実、その"αἴσθηις"は、人間以外の動物には捕捉不可能な——その世界には存在しえないし、対応する認識 り、その場合の "αἴσθηκ" はもはや、『視』・『触』・『噪』・『味』・『聴』といった五感覚の作用の成果とは考えられない 識(ἐπιστήμη)〃に到る認識過程における第一段階としての感覚知覚であり(cf. Aristotle, The Metaphysics, [, i (980 のラテン訳が"hic (i. e. sensus) autem est intellectus" となっており、トマスにとっては、アリストテレスによるそ で実践の「端初」たるものについての「知覚」の謂であって、 これは、 トマスの註解によれば、「受動理性(intellectus "al'σθησιs" は、「他の仕方であることも可能な個々のことがら」――実践の世界にいまは関心を有しているからだが―― 分明でない(『ニコマコス倫理学』、第六巻第一一章、一三六頁参照)。"voôs" はともかく、高田教授が訳されている箇所での かし依然それは、 高田教授が「直覚」と訳された "νοῦς" あるいは「知覚」と訳された "αἴσθησις" といかに関わるかは マンの注記を参照に、抽象された知識としての ἐπιστήμη とは対照せしめて 《知覚》とか 《直覚》と訳したのであるが、し 21 ~981 a 4))、 人間以外の他の動物すら有する感覚的作用として、人間に本来的な「いかなる実践の原理でもない(ガ アリストテレスにおいて、"直覚 ($lpha l' a \theta \eta \sigma \iota s$)" は、本来、"記憶 ($\mu v \dot{\mu} \mu \eta$)" ないし "表象 ($\phi \alpha v \tau \alpha \sigma \dot{\iota} \alpha$)" を通じて "認

Aquinas, Commentaria in X Libros Ethicorum ad Nicomachum, Lib. VI, lect. ix. だが、『政治学』にいう〝善〟・ *受動理性*といってよいのであろうか。 『悪〟・『正』・『不正』等の『知覚(αlaθηa(s)』は、『ニコマコス倫理学』 の該箇所にいう 『知覚(αlaθηa(s)』 つまり

うした 等式は 認識過程に おける 理性的レヴェルに おいてこそ 了解しうるもので あったことになる。

Cf. St. Thomas

φευκτὸυ)」のであるが(On the Soul, III, vii (431 b 2~3))。結局、『政治学』 該箇所の "αἴσθησις" も、 ゚ἀγαθὸピ ἢ κακόヒ)」の「追求や回避(τὸ διώκειν ἢ φεύγειν)」の源となり、まさに «実践» の原理としての「理性的欲求 次のような見解をも加味して考える必要がある。 すなわち、アリストテレスによれば、「精神はけっして表象なしには思惟 理性〟による〝規定〟の段階つまり〝言葉〟の段階以前にありながら、他の動物に共通な五〝感覚〟を超えた精神的諸価値 を理性が規定する(τὰ εἔδη τὸ νοητικὸν ἐν τοῖς φαντάσμσι νοεῖ, καὶ . . . ἐν ἐκείνοις ὡρισται αὐτῷ τὸ διωκτὸν και であって、実践的全人的活動にとって源たり素地たるにすぎないが、それなくしては《実践理性》の活動もありえないもの が人間という精神的存在——「理性的魂(διανοητική ψυχή=anima intelleclualis)」——の 場合になると、「善・悪 (καὶ τὸ ἦδεσθαι καὶ λυπεῖσθαι)] の能力あるものとして捉えられている (cf. On the Soul, III, vii (431 a 10))。これ *On the Soul*, Ⅲ, i(425 a 27); ii (426 b 27); vii (431 a 8))、諸感覚の 根源にあって、 例えば「快・苦を感じること たかも理性的活動のごとく話したり($\lambda \delta \gamma \epsilon \iota
u$)、主張したり($arphi lpha \iota lpha lpha lpha$)する「共通感覚($lpha l'a heta \eta \sigma \iota s lpha \iota lpha \iota
u) 〕が存在し(<math>\operatorname{cf}$ 動理性』の段階に引き渡されるべきものであるから、もとはといえば、 その認識の起源は、 "感覚』にあることになる。と ″表象∥とは、″感覚∥の捕捉対象──可感的事物の形相──の認識過程へのいわば着床であって、人間の場合は次なる ″受 しない (οὐδέποτε νοεί ἄνευ φαντασμτος ή ψυχή) \rfloor のである、と (On the Soul, \parallel , vii (431 a 16-7))。 しかるに、 は〔共通感覚の捕捉した対象の〕表象のうちに〔それら対象の〕形相を思惟し……それら表象において追求・回避さるべきもの (431 a 10~6); Nicomachean Ethics, VI, ii (1139 b 5~6))。もとより、"共通感覚" はそれ自体としてはいまだ "感覚" (δρεξις διανοητική) 」ないしは「欲求的直覚(ὀρεκτικὸς νοῦς)」の素地としてあるものである(cf. *On the Soul*, III, vii 確かに、精神的範畴に属する対象の捕捉が他の動物と 共通なレヴェルでの 『感覚』 にとって 不可能であるという意 何らかの われわれは、次のことにも注意しなければならない。すなわち、アリストテレスには、五つの《感覚》以外に、 『理性』的作用を措定しなければならないであろう。しかしながら、その場合といえども、アリストテレスの 逆にいえば、実践的全人的活動はその最勝義においてこの『実践理性』の活動にあって、「〔実践〕理性

ることは、動かし難い。そして、同時に、そうした段階において認識されている諸価値は、「快楽や苦痛によって堕落した すのであれ、対象的には人間に『共通的』な諸価値がその認識過程のそれぞれの段階にふさわしい形で把捉され胚胎してい ることなく終ることもあるものである (cf. Nicomachean Ethics, VI, v (1140 b 16~20))。 人間にとっては($au \phi$ δè διε $\phi \theta lpha \mu \dot{\epsilon}
u \phi$ δι' $\dot{\eta}$ δο $\dot{\nu}$ $\dot{\eta} \dot{\delta}$ ον $\dot{\eta} \dot{\nu}$ $\dot{\eta}$ λ $\dot{\nu} \dot{\kappa} \eta \dot{\nu}$)」、実践理性的に確立された性吾でないがゆえに 実践界に活き の把捉を指し示す用語として理解できるであろう。それが、概念的に、"感覚"・"表象"・"受動理性"のいずれの段階を指

Human Understanding, BK. II, chap. xxviii, §§ 10 et 11) ——傍点は友岡——。 これは、いわば社会関係のなかで cognitionem, scilicet voluntas superioris potestatis (sapientisque) circa res a nobis agendas") 以、基う~ Deum velle illum (i. e. hominem) aliquid agere, quod secundum erat requisitum ad legis cujusvis esse aliquem potentem qui in homines ipsos jus habet et imperium") と、ならびにこの 『神』が人間に何かを Essays on the Law of Nature, pp.154~6: "Patet igitur posse homines a rebus sensibilbus colligere superiorem Théorie Aristotélicienne du SENSUS COMMUNIS", The New Scholasticism, Vol. 6, no. 3 (1932), esp. pp. 211 ff. 見た実践界と称することができる。さらに、 ロックには、 蓋然性の世界つまり個人の 側から見た実践界があって、 に、神の法がうち立てた正・不正の不変的規準に一致する (correspond)」と捉えられている (cf. Essay concerning vice)」があり、これが「意見と評判の法(law of opinion and reputation)」として、「いたるところで、かなりの程度 閻知性論』では、他方、注(⑭)で触れた『自然法論』における 『同意』に対応する観点として「徳と不徳(virtue and (cf. Essay concerning Human Understanding, BK. II, chap. xxviii, §§ 7 et 11; BK. IV, chap iii, § 18)。 『人 のである。との規範についての学的認識の構造は、成熟期の『人間知性論』においても維持・踏襲されているところである なすべきことを要求する叡智者であることの知識(cf. *Essays on the Law of Nature*, p.156: "unde liquido constat の光』 による 「人間自身に対して権利と 支配を 有する 何らかの 能力ある上位者の存在」 すなわち〝神〞の存在証明(cf. 然の光』――すなわち、理性と感覚――の探求の涯にであからである。つまり、ロックにとっての学的な規範認識は、"自然 存在証明論としては、きわめて抽象化して捉えられている。なぜならば、学的認識として『自然法』に到達するのは、 他方ロックにおける『自然法』の内在化としての『正しい理性』ないしは『正しいものの理性的認識』は、『自然法』の 「真の知識の確実性を有するもの 以外の、 人間を方向づけるもの」 が行動の 指針として 認められている(cf. Essay 右の所論中、"共通感覚" の実践的意味については、 cf. Corte, Marcel De, "Notes Exégetiques sur la

67 "同意" ク たる『自然法』の内容――学的認識としての『自然法』の根拠やその拘束性の認識ではない――が当然に入りこんでくると

となり、その趣きがいくぶんでも味わわれ、 われわれのうちに何らかの欲求の源となるまでは」、 圧倒的な心理的動機とな cerning Human Understanding, BK. IV, chap. iii, § 18; chap. xii, § 11)。 とはいえ、 この究極的規範や指針に関 Essy concerning Human Understanding, BK. [, chap. iii, § 24)。 いうまでもなく、 ロックの場合、そのような究 BK. IV, chap. xiv, § 2; BK. II, chap. xxi esp. §§ 48, 52)。 しかしながら、これら「意見と評判の法」にしろ「判断 十分に吟味するまでは、その欲求を停止し(suspend)、 一定の行動への意志の決定を妨むことができる」ことを、 界への通路を保持する余地が残されているのである。 すなわち、 ロックの言葉に 従えば、 心理学的には眼前の〝苦痛〞や する留保にもかかわらず、ロックにおいてもなお、「有限的知的存在の偉大な特権」の現象として、 理性的認識が実践的世 学」をうちたてうるごとき〝推理的〞・〞直観的〞とりまぜた〝理性〞の範畴──にとっておかれている(cf. Essay con· 極的指針は、そのような規範である『神の意志』たる『自然法』を読み取る認識的理性――ロックのいわゆる「論証的倫理 属し、いまだ、善・悪・正・不正といった不変的行動規範そのものでもなければ、それを指し示す究極的指針でもない(cf he bottoms his reasonings, and by which he judgeth of truth and falsehood, right and wrong)」の範畴に する何らかのだいじに抱かれた諸命題(some reverenced propositions, which are to him the principles on which 力」にしろ、いずれも「人がその思考の土台とし、真・偽や善・悪の判断の規準とする諸原理としてその人間にとって存在 他ならないが――において、一定の価値担保的要素の位置を占めている (cf. Essay concerning Human Understanding concerning Human Understanding, BK. IV, chap. xiv, §§ 1~3)。この行動の指針——ロックはこれを「判 的活動を経由した実践界には、「道徳的正しさの唯一の真なる試金石 (the only true touchstone of moral rectitude). である (cf. Essay concerning Human Understanding, BK. II, chap. xxi, 88 45, 52)。そして、とうした内的・知 るのであるが、実際のところ、 "神の作品』としての人間の構造は、「知的存在が一定の行動の善・悪をしかるべく、そして inclination and tendency of their nature to happiness)」——これらは先きに本分で触れた 『自然法論』 における (his [every man's] constitution as an intelligent being)」ないしは「人間の自然の幸福への傾き・傾向 (the (judgement)」と呼ぶが――は、「知性能力 (understanding faculties)」の一つであり、「知的存在としての人間の構造 ◈不幸∜の除去が、「しかるべき、繰り返された熟考によって 現存しない善〔や幸福〕がわれわれの精神により親しいもの 「人間の理性的自然(natura rationalis hominis)」の、より成熟した心理学的解明の 部分に相当する箇所における言に

ば被保証適合性が、両々相まって、先きに指摘した『同意』の根底をなす人びとの『規範的意識』を構成しているのであ BK. II, chap. xxviii, §§ 7 et 11 p.1)。こうした認識・実践両世界の構造が現実的実践界から内在的に究極的規範を探求 ぎない現実の実践界との別、 を維持せしめる理由を提供するものである(cf. Essay concerning Human Understading 不変的な規準である自然法」そのものと、この「自然法とはたいてい相違しない」としても評価の対象として存在するにす 観念の起源と本性の提示」の別、換言すれば「人間の活動の道徳的正しさと歪みについて判定すべき規準としての恒久的で と伝達による実践的正しさの保証、ならびにその保証を受ける以前における「評判」なり「判断」の合理性性ないしはいわ 越的存在に支えられた規範伝達的なそれの特徴があるというべきである。そして、ロックにおいて、この理性的な規範認識 おける実在探求的なアリストテレスの『理性』の位相とはいささかその趣きを異にしたロックの『理性』の位相、つまり紹 その名に値する啓示であるが――が「評判」なり「判断」のうちにあって機能するということであって、ここに、実践界に vol. 34, no. 1 (1972), esp. p.30)。 むしろ、本文との関係に話を戻すならば、ロック的枠組においては、 感覚的知覚ない Ellis, "The Civil Theology of Liberal Pemocracy: Locke and his predecessors", The Journal of Politics に立った社会、したがってまた統治、の形成を刺激する契機を見る」ことにほけっしてつながるわけではない (cf. Sandoz 治論的帰結としても、サンドスが指摘するようには、「獲得的で強欲な人間たちの衝突のうちに、相互的な利益と自愛の土台 の実質的な常識化を遮断するものではけっしてなく――したがって規範的意識の 共 同 を妨げるものではなく――、その政 極的規範の存在弁証の出発点としての 常識(kovval ground = common notions)を拒絶するとしても、 "自然法" 内容 する道を杜絶せしめるにいたることがロック自然法理論の特徴としてあることは、いうまでもない。だが、このことは、究 いったアウグスティヌス的思考の遺産の継承として存在し、同じくアリストテレスの影響下にあったトマス・アクィナスと 比較において覆い難い事実として 注目しておかなければならないわけである。 なお、 実践界においてこのように 理論上は される〝判断〟の内在的探求を通じて実践的理性原理に赴かなかったという特徴は、アリストテレスの実践理性的探求との る。したがって、理論構造上、ロックの認識論的探求が、実質的に合自然法的な『評判』に含まれる価値や知性的一機能と しは経験や伝聞から抽象されたものではないが、神意の要求に合致した理性――とれを涵養するのが学的認識であり、また *理性*を外から被せるといったロックの思考態度は、まさに規範担保者としての超越的存在の堅持とその理論的直接性と 同時に、そのようなロックにおける認識界と実践界の関連構造は、ロックをして、「道徳的規準の定立」と「道徳的

んなく具えているのであり、ロックその人によって「道徳哲学の一部門」(前稿、注(3))として規定される『政治学』の

にいたるか、さもなくば、 の好対照をなすとともに、

観点からしても、そこにはきわめて深長な意味が宿されていなければならないのである。

カント的な定言的命題の道徳学へと連らなっていくという点では、近代的道徳哲学の特性をいか 超越的存在を 拒絶するヒューム的懐疑論の 下において理論としての力、 その説得性を喪失する